

## 国民健康保険税の税率などが変わりました。

国民健康保険の被保険者（加入者）は、高齢化が進み、それに伴い医療費も増加しています。将来にわたり国民健康保険を健全に運営し、そして保険給付を適切に行うため、国民健康保険税の税率などを改正しました。

次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

### ■ 保険税率などの変更

区 分		改正前 平成 30 年度	改正後 平成 31 年度	差
医療保険分	所得割	5.69%	5.85%	0.16%
	均等割（人数）	25,300 円	25,500 円	200 円
	平等割（世帯）	24,400 円	23,400 円	▲ 1,000 円
後期高齢者支援金分	所得割	1.52%	1.64%	0.12%
	均等割（人数）	6,700 円	7,000 円	300 円
	平等割（世帯）	6,700 円	6,600 円	▲ 100 円
介護保険分	所得割	1.22%	1.34%	0.12%
	均等割（人数）	7,200 円	7,600 円	400 円
	平等割（世帯）	4,700 円	4,700 円	変更なし

問  
い  
合  
わ  
せ

保  
険  
医  
療  
課  
☎  
0  
5  
6  
1  
(  
5  
6  
)  
0  
7  
3  
8

### ■ 所得が低い世帯への保険税軽減措置の拡大

前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されています。この内、5割・2割軽減の判定基準額が引き上げられ、保険税の軽減される世帯が拡大されます。（手続きは必要ありません）  
※7割軽減の基準額（33万円以下）に変更はありません。

#### ▼ 2 割軽減

改正前	基準額	33 万円 + 50 万円 × 被保険者数	以下
改正後	基準額	33 万円 + 51 万円 × 被保険者数	以下

#### ▼ 5 割軽減

改正前	基準額	33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数	以下
改正後	基準額	33 万円 + 28 万円 × 被保険者数	以下

### ■ 保険税の賦課限度額の引き上げ

所得に応じた保険税となるよう、課税限度額を年間 93 万円から 96 万円に引き上げます。



区 分	改正前	改正後
医療保険分	58 万円	61 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	変更なし
介護保険分	16 万円	変更なし
計	93 万円	96 万円

● 詳細は、町ホームページ「ホーム > くらし・防災 > 保険・年金 > 国民健康保険 > 平成 31 年度国民健康保険税について」をご覧ください。